

## 平成18年度福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成18年5月22日（月）午後1時15分～午後3時30分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室（3階）
- 3 出席者 大河内重男，小川理佳，加藤三枝子，鈴木庸裕，西村圭一，野崎孝子，  
矢崎正彦，安田徳郎，矢内節男，吉成宣子
- 4 開会等
  - (1) 開会宣言
  - (2) 委員長挨拶
  - (3) 新委員紹介及び挨拶
- 5 議事（◎委員長，○委員，●説明者（裁判所職員））
  - (1) 成年後見制度相談者用DVD（福島家庭裁判所作成）視聴
  - (2) 成年後見制度の手續及び現状についての説明
  - (3) 意見交換「成年後見制度の現状と課題について」
    - 身近な人に成年後見制度を知っているかどうかを聞いたが，殆どの人が言葉も知らないし，言葉は聞いたことあっても関心がないという人が多かった。高齢者と付き合いがある民生委員に聞いても，成年後見制度の相談を受けることは殆どなく，委員も必ずしもその知識があるわけではないとのことである。高齢化社会を迎え，その必要性を感じているにもかかわらず知らない人が多いので，何らかの方法を考えて周知徹底をする必要がある。
    - 成年後見制度に対する認知はまだまだである。福島県の社会福祉協議会では，県内を7つの地域に分けて地域福祉権利擁護事業を行っているが，これは成年後見制度のような法的なものではなく，より簡単なもの，例えば預貯金を引き落とす手伝いや何かの契約をする際に援助するというものであるが，これでも県北で30ケースあるかないかという程度である。成年後見制度となると家庭裁判所の審判や鑑定が必要になるので，これからの制度ではないか。成年後見制度について市の状況を調べたが，福島市では平成16年度は

知的障害者及び認知症の高齢者についてそれぞれ1件あり，市長が申し立てた。申立費用は，知的障害者の分は福島市が，認知症の高齢者の分は本人が負担し，それぞれ6万5000円程度で，うち鑑定費用が5万円であった。両方とも保佐人の審判を受け，知的障害者については第三者の市民が，認知症の高齢者については入所していた老人ホームの職員が保佐人になった。平成17年度に市は高齢者及び知的障害について，それぞれ1名分の予算措置をしたが，申立はなかった。説明様DVDを見せてもらったが，知的障害や認知症で困っていることがないかどうかという導入の部分で一般市民に関心を持ってもらうことから初めてはどうか。

- ◎ 申立の動機は何か。
- 知的障害者は，里親が財産管理の権限がなくなったので責任が持てないという相談があり，市長が申立をした。認知症の高齢者は，養護老人ホームでの生活が困難になり，特別養護老人ホームに入所するための契約が必要だという相談があり，市長が申立をした。いずれも何らかの関係があった人からの相談によって申し立てたものであり，民生委員からの相談によるものではなかった。
- 地域福祉権利擁護事業が全国的に展開されているが，福島県は人口10万人あたりの実利用者数が全国で最低のレベルにある。成年後見制度について，福島は全国においてどのような利用状況なのか。
- 統計はないが，資料によると平成16年4月から平成17年3月までは，市町村長申立が前年度の437件から増加して全国で509件あり，全申立の約3パーセントを占めている。福島家裁管内では市町村長申立は12件である。
- 福島県における成年後見制度の利用が，全国的にはどのようなレベルにあるのかは分からないのか。
- 平成16年4月から平成17年3月までの全国の成年後見開始認容審判数は1万2309件，福島家裁の成年後見開始認容審判数は，暦年のため若干

のずれはあるが、138件であり、全国の90何分の1となる。家庭裁判所は全国で50か所あり、東京や大阪のように人口数が多い大都市もあるので、人口比で見ると比率的には全国でもそれ程低くはないと思われる。

- 福島県は地域福祉権利擁護事業の10万人あたりの利用者数が3.2人である。都会が高いというわけではなく、島根県や山口県とかは、それぞれ44.62, 38.32とかの数値であり、福島県全体が自分の権利を保護するという意識に乏しいのかという心配があったが、成年後見制度については、それ程大差はないという理解で良いのか。
- 説明用DVDを見させてもらったが、手続論や法律論から始まると当事者、特にお年寄りにはなかなか分かりにくい。オレオレ詐欺や振り込み詐欺について、警察署のお巡りさんが出向き、寸劇をして啓発活動をしたことがあるが、説明用DVDもドラマ仕立てとまでは言わないが、もう一工夫して成年後見制度はこの様な場合に有効だということを中心に作った方が効果的である。
- 成年後見制度を利用して契約して老人ホームに入所した方が3名いる。高齢者に関わるとても重要な制度であると感じた。今回入所した中にも、夫が妻を6年間介護し、介護疲れのために夫の精神状態が非常に悪くなり、妻を虐待する状況に陥ったため、町内会長から相談を受けたものがある。民生委員も関わっていたようだが、同じ地域の民生委員だと夫の拒絶反応が大きく、また、息子も精神症ためキーパーソンになれず、なかなか話を進められなかったが、何とか緊急入所ができないかとケアマネージャーや兄弟と何回も話し合いながら入所に結びつけたというケースがある。緊急入所が必要だと分かっても、今の手続をすべて踏みながらとなると契約して入所するまでに時間がかかり、その間手をこまねいていなければならない現状に私たちも非常に気を揉んでいる。後見制度は財産管理の面に行きがちだが、これからは年金でやっと生活している人の生活を支えたり、介護サービスをスムーズに行うために後見制度をもっと上手に使うことを考えると、例えば司法書士や弁

護士を中心とした民間ボランティアなどが必要ではないか。また、今回地域包括支援センターが立ち上がったが、高齢者や障害者に対する地域ぐるみの生活ケアは、市町村や業者のバックアップがあって初めて成り立つので、私達もボランティアグループ等を交えて、市町村等に相談しながら進めて行く必要があると思っている。

- ◎ 資料よれば、申立の動機の6割近くが財産管理処分、2割近くが身上監護であり、その他は遺産分割協議や介護保険契約が目立っている。被害防止という、例えばリフォーム業者による被害などについて成年後見制度の活用が言われているが、実際に必要性を感じたケースはあるのか。
- お年寄りの家庭を狙っていることはある。国民の間に先々のことを考えて後見制度を活用するという意識があれば被害に遭うこともないし、悪質業者も近寄ってこない。だから後見制度の広報は、国民の間における意識の確立に協力することが良い。後見制度は他の法律制度と比べれば、かなり市民に身近なところが多い。法務局にいたが、例えば「無いことの証明」の申請には多くの利用者が訪れており、こういう人がもう一步意識を進めれば、当然後見制度の方にも問題意識が行く。また、今一番必要とされている介護福祉士やケアマネージャーについても、国民は十分に知っているので、そこに少し目を向けてもらえれば、後見制度にも関心を持ってもらえる。後見制度に対する関心を持ってもらうことをもっと意識することが重要になってくる。
- 「オレオレ詐欺」の様な勧誘があった場合、後見人がいれば防止策になる。似たようなのに、親族がお年寄りを誤魔化して金を動かすことを防止したいという相談があり、申立をした事例があるが、こういう場合も後見人がいた方が被害防止になる。
- 色々と資料はあっても、それを読めばすぐ分かる訳ではないので、分かりやすい広報用のビデオを作成して活用した方が良い。
- 福島市では地域包括支援センターを今年度から13か所設置する。事業の運営主体は福島市だが、社会福祉法人等に委託して設置をお願いしており、

ゆくゆくは20か所にする予定である。平成17年まで在宅介護支援センターが類する事業を行っていたが、地域全体で介護予防に力点を置くことになり、介護保険制度の改正に伴い地域包括支援センターという新しい名称になり、新年度から始まった。その中で権利擁護事業と高齢者虐待防止という2つが任務として明示され、成年後見制度や県の社会福祉協議会が実施している地域権利擁護事業の窓口がはっきりしたので、これから進んでいくと考えている。4月から立ち上げたばかりであり、介護予防の方が先になって権利擁護の方には手が回っていないのが現状であるが、これからは地域包括支援センターを活用していただきたい。担当職員として保健士、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3人が配置されており、これらの専門職種が高齢者の方々と最先端で接することになるので、これらの職員に対する研修も必要だと考えており、分かりやすい広報媒体をいただきたい。

- ◎ 広報媒体というのは、具体的にはどのようなものか。
- 説明様DVDを見たが、手続的なことよりも、もう少し前段の部分を膨らましたものの方が良い。
- パンフレットには後見制度の活用事例として、「家を売りたいとき」、「福祉サービスを受けたいとき」、「遺産分割をしたいとき」などが記載されているが、被害の防止については記載がない。「家を売りたいとき」などは、必ず弁護士や司法書士を通すので、当然後見制度に結びつくが、そういうことに関係がなく後見制度を利用する必要がある場合がある。例えば漫然と財産を持っている人がいるので、オレオレ詐欺等の被害防止に後見制度を利用したら良いということも記載するのが良い。
- 地域にいと、これまであった禁治産制度がどうして後見制度に至ったのかを問わずに後見制度の説明に入って良いのかとを感じる。禁治産制度の残像が未だに残っているために利用者が増えないとか、利用の仕方を間違っている。つまり問題が起きてから初めて利用する。例えば息子が自分の父親の家を売る場合に、登記所に行って初めて許可が必要なことを知ったり、また、

障害のある子供の年金を親が勝手に使っている場合に、そのことに誰かが気付いてから初めて動き出すことが多い。だから予防のためというメッセージを送ることが、前段では大きい位置を占めると思う。日本は後見人というものに対する感覚が世界的にもかなり薄い国である。福島の話があったが、後見制度は利用率が高ければ良いというものではない。福島は三世代の同居が多く、島根県などは独居老人が多いということから比べると、後見制度の利用が進んでいないのは良いこととも言えるが、このような制度が入ってきて、大きく変わり、色々なところに「契約」という考え方が入ってきた。身上監護もサービスの契約だから、そうなる前に備えをしておくという考え方は我々日本人にはまだ馴染みがない。地縁、血縁で全部見ていこうという考え方がまだあり、第三者に託すという発想はなかなか無かった。だから、地域や学校などの色々なところで契約という考え方を皆が勉強していく社会作りが大切だと思う。リーガルサポートの領域では、問題が大きくなってから見つかるのではなく、小さな出来事が成年後見に繋がっていく。例えば店に行ってもうまく物が買えないとかいうことから始まっていく。だから、そういう順を追って示すことが、広報の企画では大切である。それと迅速さの話があったが、起こった問題に早く対応しなければならない、後見人を選定しなければならないのに、人間関係がもやもやしているケースでは、ボランティアや地域の人達の対応によって制度の利用へとつながるので、そのところへの配慮が大事である。それから後見人選任後のフォローアップ、困ったときにどうしたら良いんだろうと詰まってしまう。こういう機関は敷居が高く、こちらから現場へ行くようなスタイルではなくて、向こうから電話が来るのを待っている感じなのだろうが、こちらから電話することもあるのだから、そのときのフォローアップ態勢をかなり充実させていく必要がある。それと、例えば銀行に行くと「代筆では駄目ですよ。」とか、地域では「これ本当にお婆ちゃんが買ってきて頼んだの？」とかの声掛け、やりすぎると市民生活がギスギスするが、皆で確認する風土作りも大切であり、それをすべて家

裁でとは言わないが、そういうことから具体的な方策が見えてくればと思う。  
また、選任後のフォローアップ態勢が安心できるようなものになれば、利用者が口コミで広げるといえることになると思う。

- ◎ 利用しやすく分かりやすい制度という面で御意見を伺いたい。例えば時間的な問題はどうか。
- 例えば施設に入りたいが、そのための契約ができないというような急を要する場合にどうするのかという問題がある。
- ◎ 急ぎの手続のために裁判所に駆け込んで来る相談者もいるのか。
- 例えば金融機関から裁判所で成年後見人を選任してもらえれば保険金を下ろせると言われた人が、2, 3日、遅くとも一週間後位には選任されるだろうという感じで相談に来ることがあるが、鑑定や調査が必要なのですぐには出来ないことを説明して、取りあえずは納得していただいている。
- ◎ 裁判所も出来るだけ期間を短縮する努力はしているのか。
- 毎週金曜日に限られるが、申立人が希望する場合には申立日に調査官がその事情等を聴く態勢を取っている。実施例はないが、そうすれば調査の着手が早くなり、鑑定手続も早めに始められるので、全体の処理期間は多少短縮されると思う。ただ、鑑定期間については、主治医であれば約1か月という期間でお願いしており、どうしてもその期間は見ておかなければならぬのが実情である。
- 緊急の場合でも、あくまでも契約であり、必ず親族の方を探して御理解を得て契約に持って行くのが大きな作業である。高齢者が独りで生活しているために寝具やリフォームのセールスの被害に遭って、それを隣近所の方が何とかしたいというのも何件かあったが、成年後見制度をよく理解できていなかったことで、その制度をアドバイスすることができなかったことを反省している。今後は、そのような相談があれば成年後見制度があることを教えてあげたいが、その一方で、後見人になれる人、なりたい人はそういないのだろうという心配もあり、とりわけ被後見人の財産が土地家屋程度の場合には、

後見人として支える人がいるのかどうかは、難しいところだと感じる。

- 成年後見人制度の内容が分からない人が多いと感じるので、制度の説明を家庭に配布される市政便りなどにシリーズで載せることは出来ないか。一回だけでは見逃すとそれで終わりになるので、何回かに分けて載せる。子供がいても遠くに住んでいたため、押し売りが来たときにうっかり契約して被害にあった人もいと聞いており、近所付き合いの中でも、成年後見制度を勧めあえば、お互いに助け合いになる。
- 手続ではなく、後見人が必要となる場合について重点を置いたパンフレットを作成してはどうか。また、後見人になる人がいるかどうかという問題があったが、財産管理については弁護士会で名簿を作成しているし、身上監護については、別の団体で作成していたところがあったと思う。
- ◎ 後見人の候補者を養成する動きがある自治体もあるようだが。
- 東京都のある区でボランティアを養成しているという話は聞いたことがある。福島の場合はそれ程件数がなく、後見人のなり手がなくて困っているのかどうかは把握していないので、その養成のための研修会を開くという認識は持っていないというのが正直な現状である。後見制度については、これからの高齢化社会の中で益々独り暮らしの御家庭が増えてくる状況においては、自分がまだ判断が出来るうちにやっておくことが大事だということを啓発する宣伝が必要だと感じる。
- 県では地域福祉権利擁護事業と併せて成年後見制度利用支援も行っており、社協ベースでそういう事業を行うように依頼をしている状況である。今回の資料を読んで、個人的には後見人は思った以上にやることであって大変だと、自分の家の家計簿をつけられないのに出納簿までつけて全部取っておかなければならないとか、後見人の負担は大きいという印象を受けた。
- 後見人候補者の話が出たが、実務をやっていると、例えば親族に適任の人がいない場合には、後見人になってくれる人を探すのは大変である。法律行為や財産管理が必要な場合、弁護士会に依頼して候補者を立ててもらおうこと



があるが、その他の団体に推薦依頼をしても、必ずしもうまくいっている状況ではない。取り分けお金が余り無い被後見人の場合には、費用の問題が出て非常に厳しい。市町村長申立の場合には身寄りの親族がないことがあり、その場合に後見人候補者をどのように探すのかが非常に大きな問題であり、これから後見事件が増えていくと、おそらく地域の支援がないと成り立っていかない。裁判所からすると後見人候補者をどうやって開拓していくかということが大きな問題である。また、後見人の負担の問題が出たが、裁判所は後見監督という形で定期的に報告を求めるので、確かに負担は軽くない。それから予防の話も出たが、裁判所は司法機関であり、どちらかと言えば事件が起こって、申立があつて初めて権利を擁護するための1つの役割を担うものであることから、なかなか予防というところまでは行けないのだと思う。むしろ、必要な人に、必要な手続を取っていただくというスタンスなのだと思う。

(4) その他の質疑・応答

①前回の家裁委員会で出された意見に対する報告

②家裁委員会に対する外部からのアンケートの取扱いについて

6 次回期日の指定

平成18年11月20日(月)午後1時15分

7 閉会

以 上